

【当時の状況】

- 県等(指定都市、中核市及び保健所設置市を含む)の保健所では、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導や未熟児養育医療の給付などを実施
- 保健所を設置していない市町村では、母子健康手帳の交付、新生児・妊産婦の訪問指導、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室などを実施
- このため、保護者によっては、複数の窓口への届出が必要

【地方分権改革による権限移譲】

- 平成25年4月から未熟児の訪問指導等が県から全ての市町村へ移譲

【取組の成果】

- 子育てに関する相談窓口が一元化され、保護者が日常的に相談しやすい環境を構築

【国の制度改革】

◆第二次地方分権改革

- H19. 4 地方分権改革推進委員会発足

- ・ H20. 5 第1次勧告

〔重点行政分野の見直し
基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大 等〕

- ・ H20. 12 第2次勧告

〔義務付け・枠付けの見直し
出先機関の見直し(国から地方への権限移譲) 等〕

- ・ H21. 10 第3次勧告

〔義務付け・枠付けの見直しと条例制定県の拡大
地方自治関係法制の見直し
国と地方の協議の場の法制化〕

- ・ H21. 10 第4次勧告

〔地方財政権の強化による地方政府の実現〕

- H22. 6 地域主権戦略大綱(閣議決定)

- H23. 8 第2次一括法制定